

大分県自然海浜保全地区条例施行規則（昭和五十五年規則第五十五号）

改 正 案

現 行

第一条～第五条（略）

（法令に基づく許可等で届出又は通知とみなす場合）

第六条 条例第六條第四項第九号の規則で定める法令の規定に基づく許可、免許、認可、承認、届出、通知又は協議は、次の各号に掲げるものとする。

一～四（略）

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十三條第一項の規定による許可（都市計画法施設（公園又は緑地に限る。）の区域内における建築物の建築に係るものに限る。）及び当該許可について同条第二項の規定において準用する同法第五十二條の二第二項の規定による協議

六～八（略）

九 大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）

第四條第一項の規定による承認及び同条例第十條第一項の規定による許可

（自然海浜保全地区内における行為で届出等を要しないもの）

第七条 条例第六條第五項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～三（略）

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七條、第十八條若しくは第十九條に規定する特定漁港漁場整備事業計画又は同法第四十四條第一項に規定する認定計画に従つてする行為

第八條～第九條（略）

別記様式（その1）～別記様式（その5）（略）

第一条～第五条（略）

（法令に基づく許可等で届出又は通知とみなす場合）

第六条 条例第六條第四項第九号の規則で定める法令の規定に基づく許可、免許、認可、承認、届出、通知又は協議は、次の各号に掲げるものとする。

一～四（略）

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十三條第一項の規定による許可（都市計画法施設（公園又は緑地に限る。）の区域内における建築物の建築に係るものに限る。）及び当該許可について同条第二項の規定において準用する同法第四十二條第二項の規定による協議

六～八（略）

（新設）

（自然海浜保全地区内における行為で届出等を要しないもの）

第七条 条例第六條第五項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～三（略）

（新設）

第八條～第九條（略）

別記様式（その1）～別記様式（その5）（略）